



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 株式会社ウェブドゥジャパン
(コード番号 2138 : 大証ヘラクレス)
本社所在地 東京都千代田区二番町 5 番地 1
代 表 者 代表取締役社長 小淵宏二
問 合 せ 先 取締役 経営管理部長 櫻井英哉
電 話 番 号 (03) 3511-5891 (代表)

商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「商号変更及び定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後当社が目指して行く経営ビジョンにふさわしい社名に変更いたしたいと存じます。なお、商号変更につきましては、附則により平成21年8月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものと致します。
- (2) 当社の事業の現状に則し事業内容の明確化を図ると共に、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加及び削除をするとともに、あわせて号数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 業務の効率化を図るため、第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成21年8月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものと致します。
- (4) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を135,748株に変更するものであります。
- (5) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 21 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 21 年 6 月 26 日

以上

(別紙)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (商号) 当社は、株式会社ウェブドゥジャパンと称し、英文ではWeb Do J a p a n c o . , l t d . と表示する。	第1条 (商号) 当社は、クルーズ株式会社と称し、英文では C R O O Z , I n c . と表示する。
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 現行どおり
1. ~ 10. (省 略)	1. ~ 10. (現行どおり)
11. 有料職業紹介及び斡旋	(削 除)
12. 特定労働者派遣事業	(削 除)
13. 一般労働者派遣事業	(削 除)
14. コンピュータのシステム又はプログラムの設計技術者の派遣	(削 除)
15. 人材の募集に関する情報提供サービス	(削 除)
16. 人材の教育訓練、指導及び育成事業 (新 設)	11. 古物の売買
(新 設)	12. 通信販売業
(新 設)	13. 書籍、雑誌、電子出版物等の企画、制作及び販売
17. 前各号に付帯する一切の業務	14. 前各号に付帯する一切の業務
第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。	第4条 (機関) 現行どおり
1. 取締役会	
2. 監査役	
3. 監査役会	
4. 会計監査人	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条（公告方法） 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第5条（公告方法） 現行どおり</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>135,388株</u>とする。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>135,748株</u>とする。</p>
<p>第7条（自己の株式の取得） 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>	<p>第7条（自己の株式の取得） 現行どおり</p>
<p>第8条（株券の発行） <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p><u>（削 除）</u></p>
<p>第9条（株主名簿管理人）</p>	<p>第8条（株主名簿管理人）</p>
<p>(1) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>(1) 現行どおり (2) 現行どおり</p>
<p>(3) 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当</p>	<p>(3) 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成ならびに備え置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当</p>
<p>会社においては取扱わない。</p>	<p>会社においては取扱わない。</p>
<p>第10条（株式取扱規程）</p>	<p>第9条（株式取扱規程）</p>
<p>当社の<u>株式及び株主（実質株主を含む。以下同じ）</u>の権利行使に関する取扱いならびに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他株式に関する取扱は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条（招集）</p>	<p>第10条（招集）</p>
<p>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 12 条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第 11 条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 13 条 (招集権者及び議長)</p> <p>(1) 株主総会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 12 条 (招集権者及び議長)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p>
<p>第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類 (連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む) に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 15 条 (議決権の代理行使)</p> <p>(1) 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。</p>	<p>第 14 条 (議決権の代理行使)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p>
<p>第 16 条 (決議の方法)</p> <p>(1) 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(2) 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>第 15 条 (決議の方法)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 17 条（議事録）</p> <p>株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>	<p>第 16 条（議事録）</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会及び代表取締役</p> <p>第 18 条（員数）</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会及び代表取締役</p> <p>第 17 条（員数）</p>
<p>当会社の取締役は 7 名以内とする。</p>	<p>現行どおり</p>
<p>第 19 条（取締役の選任及び解任）</p>	<p>第 18 条（取締役の選任及び解任）</p>
<p>(1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(1) 現行どおり</p>
<p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(2) 現行どおり</p>
<p>(3) 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>(3) 現行どおり</p>
<p>(4) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(4) 現行どおり</p>
<p>第 20 条（取締役の任期）</p>	<p>第 19 条（取締役の任期）</p>
<p>(1) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(1) 現行どおり</p>
<p>(2) 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(2) 現行どおり</p>
<p>第 21 条（代表取締役及び役付取締役）</p>	<p>第 20 条（代表取締役及び役付取締役）</p>
<p>(1) 取締役会は、その決議によって代表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</p>	<p>(1) 現行どおり</p>
<p>(2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>	<p>(2) 現行どおり</p>
<p>(3) 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>(3) 現行どおり</p>
<p>(4) 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。</p>	<p>(4) 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 22 条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第 21 条（取締役会の招集権者及び議長） 現行どおり</p>
<p>第 23 条（取締役会の招集通知） (1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役、及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第 22 条（取締役会の招集通知） (1) 現行どおり (2) 現行どおり</p>
<p>第 24 条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>第 23 条（取締役会の決議の方法） 現行どおり</p>
<p>第 25 条（取締役会の決議の省略） 前条のほか、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第 24 条（取締役会の決議の省略） 現行どおり</p>
<p>第 26 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>第 25 条（取締役会の議事録） 現行どおり</p>
<p>第 27 条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>第 26 条（取締役会規則） 現行どおり</p>
<p>第 28 条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 27 条（報酬等） 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 29 条 (取締役の責任免除)</p> <p>(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 28 条 (取締役の責任免除)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 30 条 (員数)</p> <p>当社の監査役は 3 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 29 条 (員数)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 31 条 (監査役の選任)</p> <p>(1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 30 条 (監査役の選任)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p>
<p>第 32 条 (監査役の任期)</p> <p>(1) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 31 条 (監査役の任期)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p>
<p>第 33 条 (常勤の監査役)</p> <p>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>	<p>第 32 条 (常勤の監査役)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 34 条 (報酬等)</p> <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 33 条 (報酬等)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 35 条 (監査役会の招集)</p> <p>監査役会召集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 34 条 (監査役会の招集)</p> <p>現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 36 条 (監査役会規則)</p> <p>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第 35 条 (監査役会規則)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 37 条 (監査役 of 責任免除)</p> <p>(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 36 条 (監査役 of 責任免除)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 38 条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第 37 条 (会計監査人の選任)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 39 条 (会計監査人の任期)</p> <p>(1) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>第 38 条 (会計監査人の任期)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p>
<p>第 40 条 (報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第 39 条 (報酬等)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 41 条 (会計監査人の責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 40 条 (会計監査人の責任限定契約)</p> <p>現行どおり</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 42 条 (事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>第 41 条 (事業年度)</p> <p>現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 43 条（自己株式の取得等の決定機関） 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>	<p>第 42 条（自己株式の取得等の決定機関） 現行どおり</p>
<p>第 44 条（剰余金の配当の基準日） (1) 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の期末配当を行うことができる。 (2) 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の中間配当を行うことができる。 (3) 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第 43 条（剰余金の配当の基準日） (1) 現行どおり (2) 現行どおり (3) 現行どおり</p>
<p>第 45 条（配当財産の除斥期間） (1) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 (2) 未払の剰余金には利息をつけない。 (新 設)</p>	<p>第 44 条（配当財産の除斥期間） (1) 現行どおり (2) 現行どおり</p>
	<p><u>附 則</u> 第 1 条 第 1 条（商号）の変更は、平成 21 年 8 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、期日経過後これを削除する。 第 2 条 第 3 条（本店の所在地）の変更は、平成 21 年 8 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、期日経過後これを削除する。 第 3 条 当社の株券喪失登録の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第 4 条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第 5 条 本附則第 3 条から本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>